

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和7年度
活動報告書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆ <u>世田谷区障害者雇用促進協議会概要</u>	1
◆ <u>令和7年度事業計画</u>	4
◆活動報告	
(1) <u>概要</u>	6
(2) <u>総会</u>	8
(3) <u>障害者雇用促進フォーラム2025</u>	13
◆ <u>感謝状贈呈</u>	14
(4) <u>障害者雇用支援プログラム</u>	16
◆参考資料	
(1) <u>会則</u>	24
(2) <u>感謝状贈呈基準</u>	29
(3) <u>構成団体名簿</u>	30

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、インクルージョンの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区（総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部）、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぴ、世田谷区就労支援施設ゆに（UNI）、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）世田谷区保健センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体（5団体） ○＝常任会構成団体（5団体＋常任幹事会）
＊常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長（2名）を選任

（2）事務局

東京商工会議所世田谷支部

（公社）東京青年会議所世田谷区委員会

世田谷区（障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・建設業・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課）

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

（1）常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局的作用を担い年間3回程度開催している。

（2）総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

（3）障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成22年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

(4) 障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者には協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・平成 23 年 5 月 27 日 広報紙「Waになるネット」創刊。以後、年 2 回程度発行。
- ・平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

令和7年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1)区内事業者の障害理解の増進
 - 2)雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3)障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1)障害者雇用助成策の周知
 - 2)障害者雇用に関する相談への対応
 - 3)ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1)企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2)障害者雇用のための制度研究
 - 3)ユニバーサル就労※1に関する調査・研究
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1)企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2)各種イベント等での啓発活動

※1 働きたいのに働けずにいるすべての人を対象に、多様な就労形態で働くことを支援する仕組み。

活 動 報 告

令和7年度 世田谷区障害者雇用促進協議会活動報告 (概要)

件名		日時	内容	会場
総会		5/26(月)	<p>【議案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度活動報告(案)について 令和7年度事業計画及び活動計画(案)について <p>【報告】</p> <p>区の取り組みについて 障害者雇用を取り巻く状況について</p> <p>【講演】</p> <p>「せたJOB 応援プロジェクトについて」</p>	世田谷区民会館集会室
常任幹事会	第1回	5/8(木)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画について 令和7年度総会について 	東京商工会議所世田谷支部会議室
	第2回	9/8(月)	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び今後の計画について 障害者雇用促進フォーラム2025の内容について 感謝状贈呈企業について 	東京商工会議所世田谷支部会議室
	第3回	3/11(水)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の活動報告 令和8年度活動計画について 	東京商工会議所世田谷支部会議室
障害者雇用支援プログラム	第1回	6/12、13 11/18、19	<p>(公財)東京しごと財団との共催事業 「職場体験実習面談会」</p> <p>【参加】企業 延べ77社 面談者 延べ370名</p>	北沢タウンホール
	第2回	7/4(金)	<p>障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて 悩みを解決!～</p> <p>【参加】企業44社46名、ほか7名、 計53名</p>	世田谷文化生活情報センターセミナールーム・オンライン
	第3回	7/25(金)	<p>障害者就労支援施設『ゆに』見学会 ～発達障害者とともに働くイメージを作る～</p> <p>【参加】企業14社14名</p>	世田谷区立障害者就労支援センターゆに(UNI)
	第4回	9/29(火)	<p>ハローワーク渋谷との共催による 「障害者就職面接会」</p> <p>【参加】企業11 面談者54名うち区民22名</p>	北沢タウンホール

	第5回	10/2(木)	世田谷区「職場体験実習面談会」 ～企業と障害者のマッチング～ 【参加】企業7社 面談者8名	
	第6回	11/21(金)	就職に向けて取り組む 「特別支援学校」見学会 【参加】企業14社18名、 ほか16名、計34名	東京都立青鳥特別支援学校
	雇用促進 フォーラム 2025 (第7回)	12/7(日)	感謝状贈呈式 雇用支援:4企業	保健医療福祉総合プラザうめとぴあ

※プログラム第2回～7回で、のべ企業94社、のべ124名が参加

<参考>

平成24年度から令和7年度までの14年間で、プログラム参加企業のうち、112社が280名の障害者を雇用した。(区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績)

令和7年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会

I. 議事

(1) 令和6年度協議会活動について【承認】

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。
- ・ 障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者の講演や、障害者施設の見学等でプログラムを構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全7回のプログラムのうち第2回～7回で延べ企業47社56名、ほか48名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを目的に、障害者雇用促進フォーラムを12月に実施した。区民ふれあいフェスタと合同で開催し、感謝状贈呈式を実施。障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ、区長からの感謝状の贈呈を保健医療福祉総合プラザうめとぴあで行った。障害者の就労支援に大きく貢献している企業への感謝状を、「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で8社に贈呈させていただいた。

(2) 令和7年度協議会活動（予定）について【承認】

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

II. 講演会

『せたJOB応援プロジェクト』の進捗報告について」

講師：すきっぷ就労相談室

牧嶋室長・中谷就労生活支援コーディネーター

三軒茶屋銀座商店街振興組合 飯島 理事長

1. 概要

区の実施事業である「せたJOB応援プロジェクト」の進捗状況として、実績や傾向を受託事業者のすきっぷから報告するほか、三軒茶屋銀座商店街振興組合の飯島理事長にご登壇いただき、導入のご感想などを伺った。

2. せたJOB応援プロジェクトとは

◇人手が欲しい企業と短時間で働きたい障害のある方とのマッチングを行う事業であり、令和2年度より実施。

◇月に1回や週に1回など、定期的に通って短時間の仕事をする、「通ってJOB」、単発、または短期間の仕事をする「単発JOB」がある。

3. これまでの実績

令和2年度 単発JOB1件 1名

令和3年度 単発JOB1件 4名

令和4年度 単発JOB1件 通ってJOB1件 延べ4名

令和5年度 単発JOB6件 通ってJOB5件 延べ14名

令和6年度 単発JOB14件 通ってJOB6件 延べ34名

4. 三茶銀座商店街の事例紹介・飯島理事長とのパネルディスカッション

◇飯島理事長のご挨拶と商店街のご紹介

◇すきっぷ中谷氏から商店街での「せたJOB応援プロジェクト」の導入説明
実際に働かれている様子の動画上映

◇飯島理事長と牧嶋室長によるディスカッション

- ・受け入れ前への不安や懸念点
- ・実際の受け入れ後の印象や感想
- ・実際に6名を雇用された実績があるが、ポジティブな変化や効果を感じた点はあるか
- ・想定外だった出来事や課題など
- ・受け入れを検討している方にアドバイスなど
- ・せた JOB を普及させていくためのアドバイスなど

5, 質疑応答

世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2025

(感謝状贈呈のみ実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

令和7年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で4社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆カワサキクリーンテック株式会社 世田谷事業所 様（世田谷区）

合理的配慮と障害特性の理解に基づく、きめ細やかな指導を行われ、月1回の支援機関を含めた面談などにより、働きやすい環境を整えてくださっています。正社員登用や評価に応じた部署異動など、ステップアップの機会も提供されている。

◆ライフケアデザイン株式会社 様（川崎市）

職場内での相談や関係性を大切にされており、困ったときには改善策を本人と一緒に検討し、できていることをしっかり伝えるなど、本人が不安を乗り越え、働き続けられるよう、自然な形で支援してくださっている。

◆株式会社中村屋 様（新宿区）

忙しい状況でも本人と笑顔で接するなど、雰囲気の良い職場づくりをされています。丁寧なフィードバックや支援機関、ご家族との情報共有を重ねるなど、働きやすい環境が構築されているため、勤続10年以上の成果を上げておられる。

◆株式会社パレスホテル 様（千代田区）

障害特性や障害者雇用について積極的に学ばれ、本人の障害特性に理解を示し、その方に合った環境整備や業務提供を行っていただいている。また、毎月本人との面談を行われ、本人の負担にならないよう取り組まれている。

令和7年度

障害者雇用支援プログラム

第1回
(公財)東京しごと財団との共催による
「職場体験実習面談会」

令和7年6月12日、13日 11月18日、19日
北沢タウンホール

【参加企業数】延べ77社 【面談者数】延べ370名

(公財)東京しごと財団が年8回程度実施をしている「職場体験実習面談会」を区および本協議会との共催により北沢タウンホールで実施した。

○ 職場体験実習とは？

企業と障害者双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害者にとっては職業準備性を高めるための有効なツールです。

職場体験実習面談会は、障害者と就労支援機関の支援員がペアで参加します。企業は一度に複数の障害者と面談することができます。

○ 実施概要

対象企業：都内に本社または事業所がある企業等

参加者：都内の就労支援機関から推薦された障害のある方

面談時間：1名15分

参加企業：各日20社

◆ 参加企業の声

- ・ 多くの方に参加頂き、とてもありがたかった。就労準備ができていいる方がほとんどだった。
- ・ 実習を入職前にしていただける制度をご提案いただけるのは、こちらだけだと思っており、今後もお願いしていきたいと思っています。
- ・ 障害の方や支援の方に出会える貴重な機会です。ありがとうございます。



第2回 障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～

令和7年7月4日（金）14:00～16:00
世田谷文化生活情報センターセミナールーム・オンライン

【参加】企業44社46名　ほか7名　計53名

講師：世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 牧嶋 氏
世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと センター長 湯浅 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに センター長 和田 氏

■世田谷区の障害者就労支援

障害者の一般就労の機会を広げ、安心して働き続けられるために、区内には様々な支援機関があることを紹介された。世田谷区では、障害種別に応じて3つの障害者就労支援センターを設置するとともに、区内福祉施設を構成員とするネットワークを構成し、就労支援に取り組んでいることをご説明いただいた。

■採用から定着までのポイント

新規採用に向けた準備から面接及び採用まで、障害種別に応じた配慮とポイントをご説明いただいた。

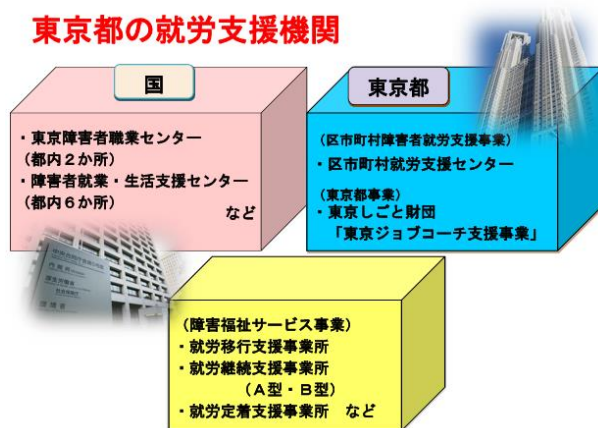
■また、採用後に安定した就業を支えるための職場定着について、採用後のフェイズに合わせた配慮事項やコミュニケーションのヒントをご説明いただいた。

■事前質問への回答・意見交換

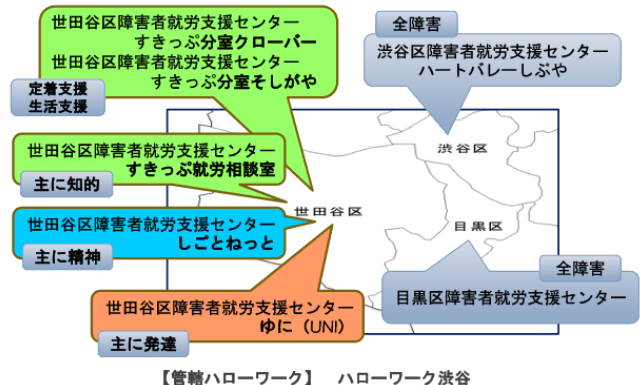
◆参加者の声

- ・ 定着支援のポイントはとても学びになりました。参加してとても良かったです。
- ・ 就労支援機関についての説明、雇用に向けた流れ、業務の切り出しなど分かりやすく説明いただき、大変参考になりました。
- ・ 具体的な事例を知りたいです。採用までの過程や、待遇、雇用条件その他、障害のある方を活用している現場のお話を聞いてみたいです。

東京都の就労支援機関



世田谷区の就労支援センター



第3回

障害者就労支援施設『ゆに』見学会 ～発達障害者とともに働くイメージを作る～

令和7年7月25日（金）13:30～16:00
世田谷区立障害者就労支援センターゆに（UNI）

【参加】企業14社14名

■「ゆに」の概要と支援体制

主に発達障害のある方の「働きたい！働きたい！」を応援する、就労移行支援事業所として2015年に開所し、これまで多数の就職を実現してきた「ゆに」の活動や支援体制について、ご説明いただいた。

■利用者、就職者インタビュー

施設職員による利用者や、就職者へのインタビューを通して「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

◆ 参加者の声

- ・ 現在、身体障害者の雇用のみで、精神障害者の受け入れ態勢が整っていないことを実感できた。
- ・ 発達障害者の方との接し方や、留意点を学ぶことができた。
- ・ 区内企業の障害者雇用の事例を知る機会があるとよい。



第4回
ハローワーク渋谷との共催による
「障害者就職面接会」

令和7年9月29日（月）13:00～16:00
北沢タウンホール

【参加】企業11社 面接者54名（うち区民22名）

企業へ多様な障害者との面接の機会を提供し、雇用拡大と職域開発を促すことや、障害者により多くの求職活動を行う機会を提供するため、「障害者就職面接会」をハローワーク渋谷と区および本協議会との共催により北沢タウンホールで実施した。

本プログラムは今年度より開始したものである。ハローワークを通じた企業への周知の結果、近隣区の企業や従来参加のなかった企業の参加が得られた。これにより、区内の施設を利用する障害のある方に対し、新たな企業に挑戦する機会の提供につながった。

■面接会の内容

- ・ 企業ごとのブースを設け、求職者は支援員同席もしくは1人で面接を実施。（面談時間は20分）
- ・ 求職者は事前に学歴やアピールポイント、配慮事項などを記載した「プロフィールカード」を事前作成し、当日企業の担当者へ渡すことにより、双方のミスマッチをなくした。

- ・ 参加者の声（求職者）
- ・ 書類選考なしで直ぐに面接を受けられるというのがとてもよかったです。障害者雇用の面接は初めてだったので、どんな事を聞かれるか等も知る事ができて良かったです。
- ・ 初めての障害者雇用での面接の機会となりましたので貴重でした。

（事業所）

- ・ 採用につながりそうな人財とお会い出来た
- ・ いろんな方とのいい機会になった

第5回
世田谷区「職場体験実習面談会」
～企業と障害者のマッチング～

令和7年10月2日（木）13:00～17:00
北沢タウンホール

【参加】企業7社 面談者8名

企業と障害のある方の双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害のある方については職業準備性を高めるための有効な手段である「職場体験実習」の面談会を実施した。

区内の就労支援機関を利用する求職者に対して、参加した世田谷区近隣の企業が面談を実施した。今回の面談会を通じて、企業実習に結び付いた求職者もあり、障害者雇用の促進につながった。

■ 職場体験実習の流れ（イメージ）

申込み → 面談会 → 選考 → 実習決定 → 実習 → 雇用準備 → 雇用

■ 面談会の内容

- ・ 企業ごとのブースを設け、求職者は支援員同席のもと面談を実施。（面談時間は15～30分程度）
- ・ 求職者は事前に学歴やアピールポイント、配慮事項などを記載した「プロフィールカード」を事前作成し、当日企業の担当者へ渡すことにより、双方のミスマッチをなくした。

参加者の声（支援施設）

- ・ あまり大規模でなく、緊張感も抑えられた規模感が、利用者さんにとっていい結果につながりました。
- ・ オフィス業務や清掃など、様々な職種の企業が参加されており、求職者の希望にあった企業の面談を受けることが出来ました。

（参加企業）

- ・ 合否に関わらず、多くの候補者とお話しする機会となり、貴重な時間となりました。
- ・ 面談時間が20分あること、次の面談者まで5分の余裕があるのは助かります。



第6回 就職に向けて取り組む「特別支援学校」見学会

令和7年11月21日（金）10:00～12:00

東京都立青鳥特別支援学校

【参加】企業14社18名 ほか16名 計34名

■ 学校の概要について

青鳥特別支援学校の概要や「普通科」および令和5年度に開設された「職能開発科」の授業カリキュラムについて教務主任の先生からご紹介いただいた。

■ 授業見学

普通科の授業様子や、職能開発科の生徒「職業に関する専門教科」の授業で取り組んでいる事務、情報処理、食品、清掃、物流を実践的に学んでいる様子などを見学していただいた。

■ 都立特別支援学校の進路指導の取みについて

特別支援学校の進路指導の取組みと現場実習から就職までの流れや、会社との相談や連携を経て企業就労に結びついた事例など進路専任の先生からご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・ 特別支援学校の進路の傾向から、生徒の日常の様子など非常に分かりやすい内容でした。
- ・ 仕組みをしっかり見せていただけて、「人材」としての教育・育成がすごく伝わっていたと思います。
- ・ 生徒さんたちが学ばれている様子を拝見でき、インターンシップでの業務の切り出し等の検討の参考にしたいと思います。



参 考 资 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・建設業・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体(別表1)
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設(別表2)
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体(別表3)
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関(別表4)
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。

(2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき

(3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

1 総会はすべての委員をもって構成する。

2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員(別表5)

3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員(別表6)

4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第14条 役員を選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員を補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

2 補充役員の任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員の実任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員の実務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会の招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会の成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

(常任幹事会の議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会の議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会の招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。

2 常任会は常任幹事会の要請により必要に応じて開催する。ただし、委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を開催する。

(常任会の実務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認を行う。

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表1～7

別表1	第5条(1)	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会		
別表2	第5条(2)	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
【教育機関】東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校 【事業所】世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに (UNI)、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイ・キャリア、東京都発達障害者支援センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団 【施設】世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに (UNI)、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、(公財)世田谷区保健センター、障害者の就労支援を行う区内施設3施設(持ち回りによる)		
別表3	第5条(3)	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表4	第5条(4)	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、(公財)東京しごと財団、世田谷区(総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)		
別表5	第12条(2)	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表6	第12条(3)	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表7	第12条(4)	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区 事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長 事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿

令和7年4月1日現在

		団体名	所在地
全体会	常任幹事会	1 東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		2 (公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
		3 東京都立青島特別支援学校	〒154-0002 世田谷区下馬2-38-23
		4 (公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
		5 世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
		6 世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		7 (公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		8 渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
		9 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
		10 世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
	11 特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101	
	12 社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13	
	13 世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F	
	14 世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	
	15 障害者就業・生活支援センター アイキャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W.OKUSAWA4F	
	16 東京都発達障害者支援センター おとなTOSCA	〒112-0012 文京区大塚4-45-16 小石川東京病院内	
	17 東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27	
	18 渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F	
	19 東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	
	20 (公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F	
	21 東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7	
	22 (株)世田谷サービス公社	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2	
	23 (福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟	
	24 (福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2	
	25 (公財)世田谷区保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10区立保健医療総合プラザ内	
	26 世田谷区立砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1	
	27 区内障害者施設(身体)代表 (R08~R10) ケアセンターふらっと	〒158-0097 世田谷区下馬2-20-14 1階	
	28 区内障害者施設(知的)代表 (R08~R10) 就労継続支援B型事業所 TODAY喜多見	〒154-0012 世田谷区喜多見9-3-13 ラビュータ1階	
	29 区内障害者施設(精神)代表 (R08~R10) 就労継続支援B型事業所 nicoRe	〒157-0071 世田谷区祖師谷3-4-8 石田ビル1階	
	30 東京都立田園調布特別支援学校	〒145-0071 大田区田園調布5-43-6	

	保健福祉課 (世田谷区砧総合支所保健福祉センター保健福祉課)	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
	健康づくり課 (世田谷区北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課)	〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18北沢タウンホール内
	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長)	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	工業・建設業・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
	健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・建設業・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和8年5月発行